

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：令和5年4月28日（金）

午後1時30分～午後2時29分

場 所：防災コミュニティセンター205会議室

出席者：教育長 菅沼浩行 教育委員 貴田太史、西山清和、山田貴子、深澤里奈子

事務局及び出席者：富士川参事、村松社会教育課長、露木学校教育課副課長
川瀬図書館長、飛田美術館長、石井指導主事
西山社会教育課スポーツ振興係長、芹澤主事補

菅沼教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和5年湯河原町教育委員会4月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、西山委員、深澤委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

今日は秘密会の予定はございません。

議事録の承認

令和5年3月教育委員会定例会議事録の承認について

菅沼教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和5年3月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

芹澤主事補 令和5年3月教育委員会定例会議事録につきまして、修正等はありません。

菅沼教育長 説明が終わりました。議事録について、何か質疑等がございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 ないようでしたら、令和5年3月教育委員会定例会議事録については、承認することに異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それでは異議がないものと認め、令和5年3月教育委員会定例会議事録については承認されました。

案 件

(1) 報告事項

報告第1号 事務の臨時代理の報告（湯河原町教育委員会の所管に係る湯河原町個人情報保護に関する法律等施行規則の制定）について

菅沼教育長 次に、案件に入らせていただきます。（1）報告事項 報告第1号 事務の臨時代理の報告（湯河原町教育委員会の所管に係る湯河原町個人情報保護に関する法律等施行規則の制定）についてを案件といたします。事務局から報告をお願いします。

富士川参事 報告第1号をお願いします。

（資料に基づいて、報告第1号 事務の臨時代理の報告（湯河原町教育委員会の所管に係る湯河原町個人情報保護に関する法律等施行規則の制定）について 報告）

- ・湯河原町教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定

菅沼教育長 報告が終わりました。町の方は個人情報保護条例があったんですが、法律が改正されることによって、町の条例は廃止して、新たな条例を制定したという形になっております。内容的な細かいものが変わったわけではないんです。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 これをもって報告を終わります。

(2) 議決事項

議案第1号 教科用図書の採択方針について

菅沼教育長 次に、（2）議決事項に入らせていただきます。議案第1号 教科用図書の採択方針についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

富士川参事 議案第1号をお願いします。

（資料に基づいて、議案第1号 教科用図書の採択方針について 説明）

- ・県教育委員会が定めた令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針に基づき、令和6年度に町立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針を定めるため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。教科用図書の採択については、同じ教科書を4年間使うことになっておりますので、小学校で使用している教科書が、令和5年度で4年間使うこととなります。来年度から新しい教科書を使用することになっており、それに当たり、どの教科書にするのかという採択を行うので、それに当たっての方針を本日出させていただきます、議決をいただきたいというものでございます。この

方針については、深澤委員は初めてだと思います。基本的には、各自治体で教科書の選定をしてもいいんですが、地域によっては、複数の町村が集まって採択してもいいということになっております。2市8町におきましては、足柄上地区は採択の協議会という会議の母体を1市5町で設けております。小田原市と足柄下郡についてですが、小田原市は単独で採択の検討をする、下郡は3町あわせて1つの協議会として、教科書採択を行うということになっております。教育委員の皆様にも教科書を見ていただき、どの教科書がふさわしいかを投票によって決めさせていただくんですが、教員についても見ていただいて、調査研究をしていただきます。それも協議体ごとに調査員を依頼しますが、足柄下郡と小田原市は、教員の調査研究は一体でしていただいております。よって、教員の中では、小田原市と下郡は教科書選定について一緒に調査研究を行う、それを下郡の採択検討会に報告していました。まず入口として、方針を決定したいということです。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第1号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号 湯河原町児童生徒就学援助費の額について

菅沼教育長 次に、議案第2号 湯河原町児童生徒就学援助費の額についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

芹澤主事補 議案第2号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第2号 湯河原町児童生徒就学援助費の額について 説明)

・文部科学省の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学援助費補助金交付要綱の一部改正に伴う

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。あくまで準要保護の方々への支給ですので、国の基準が変わったというのは、国の補助の基準ですので、それに合わせる必要はありませんけども、ここに出ているような経費区分については、国の基準にあわせて、いままで引き上げてまいりました。今般、中学校の新入学用品費について、令和5年度から引き上げさせていただきたいということがございます。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第2号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号 湯河原町立湯河原小学校運営協議会委員の任命について

菅沼教育長 次に、議案第3号 湯河原町立湯河原小学校運営協議会委員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

芹澤主事補 議案第3号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第3号 湯河原町立湯河原小学校運営協議会委員の任命について 説明)

・湯河原町学校運営協議会規則第7条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

深澤委員 評議員だったものが協議会委員になったと思いますが、何が違うんでしょうか。

富士川参事 資料3枚目に、学校運営協議会設置申請書というものがございます。これにつきましては、各学校から、評議員から学校運営協議会にしたいという申請があったものです。こちらは湯河原小学校から、学校運営協議会を設置したいという届け出があったもので、4月1日付で設置の許可をしているものでございます。評議員会については、学校長から意見を求められた場合、個別の意見を述べることはできますが、学校運営協議会では、学校の経営方針等といったものを委員全員で議決することができるというものです。

菅沼教育長 議決することができるというより、していただかなければいけないんです。

富士川参事 校長が決めるのではなく、学校運営協議会の皆さんで決めます。

菅沼教育長 学校評議員さんは、学校側から提示されたものに対して意見は言えるんですが、あくまで、ほぼ決定した事項についてご意見をいただくというのが大まかなイメージです。今度コミュニティスクールになると、基本方針は協議委員さんの承認を得なければいけない。ですから、今度なられた方々は非常勤特別職の公務員となり、報酬も出ますし、学校が提示したものを審議する立場になります。正式に言うと、コミュニティスクールの委員は、本当は人事権もありますが、湯河原町ではそこまでは求めないこと

にしております。湯河原町では、昨年4月に東台福浦小学校、吉浜小学校は11月、湯河原小学校は令和5年度の4月に設置となっております。中学校はのちほどということですが。

深澤委員 東台福浦小学校では、いままでと何か違いが出ていますか。

富士川参事 東台福浦小学校では、5月に1回目があります。昨年4月に設置されたので、学校側からの提示されるものは概ね決まっていたと思います。今回、学校運営協議会委員さんにご意見を述べられたりすると思われれます。大きな違いについては、まだ報告は受けておりません。

深澤委員 地域の皆さんで学校を活性化するためにこういう仕組みになっているならば、教育委員もいろいろと協力しながらやっていけたらいいなと、活性化していったらいいなと思います。

貴田委員 この間、東台福浦小学校を学校訪問したときに、その点についてお伺いしました。学校側からすると成果が出ているんじゃないかと、校長先生がおっしゃられていました。

露木学校教育課副課長 昨年度、委員さんと一緒に学校訪問をさせていただいたとき、貴田委員がおっしゃったような話題が出たと思います。評議員のときには、学校の運営方針の決まったものを、ただ報告されるような形だったのが、運営協議会になってから、たくさんの意見をいただいて、学校側も重点的に行うものの絞り込みができたというお話があったと思います。東台福浦小学校では挨拶について、吉浜小学校については、交通安全を地域の方々と協力してやっていこうということを重点的に取り組んでいると思います。運営協議会だよりというものがあり、非常に活発に協議がなされております。

菅沼教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第3号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号 湯河原町立東台福浦小学校運営協議会委員の任命について

菅沼教育長 次に、議案第4号 湯河原町立東台福浦小学校運営協議会委員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

芹澤主事補 議案第4号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第4号 湯河原町立東台福浦小学校運営協議会委員の任命について 説明)

・湯河原町学校運営協議会規則第7条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。川堀区長が変更になったことと、表に「新」と書いてある3名の方が交代と新規の任命の提案となります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第4号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号 湯河原町青少年指導員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第5号 湯河原町青少年指導員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育課スポーツ振興係長 議案第5号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第5号 湯河原町青少年指導員の委嘱について 説明)

・学校選出の指導員が任期中に転出したことに伴う

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第5号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第6号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育課スポーツ振興係長 議案第6号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第6号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について 説明)

・湯河原町生涯学習推進員設置要綱第3条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第6号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号 湯河原町立図書館協議会委員の任命について

菅沼教育長 次に、議案第7号 湯河原町立図書館協議会委員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

川瀬図書館長 議案第7号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第7号 湯河原町立図書館協議会委員の任命について 説明)

・図書館法第15条及び湯河原町立図書館条例第3条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。任期は残任期間ではないんですか。

川瀬図書館長 令和5年3月31日で前期の任期が終了しておりますので、今回、令和5年4月28日から2年間ということになります。

菅沼教育長 何か質疑はございますか。

山田委員 図書館協議会は、どのくらいの頻度で開催され、委員の方はどういう話し合いをされるんですか。あり方検討会との違いがわかればと思います。

川瀬図書館長 図書館協議会は年2回の開催となっております。図書館活動の報告といったことや、懸案があった場合にご意見をお伺いしております。県内等の先進的な図書館の視察などをしながら、ご意見を伺うという形になっております。

山田委員 この9名の中で、あり方検討会と兼務されている方はいらっしゃいますか。

川瀬図書館長 小野茂敏氏が兼務をされております。

菅沼教育長 あり方検討会を年に3～4回開催する中で、図書館協議会が年2回では思わしくないですね。いままでは2回でよかったかも知れませんが、そこは検討した方がいいと思いますね。山田委員にはそういう思いもあると思います。

山田委員 混ざり合ったらいいのかなと思います。図書館協議会には在任20年の方もいらっしゃるしまして、思いもあると思いますので、あり方検討会の方たちとシームレスでつながるといいと思います。それをつなぐのは小野さんになるのかなとわかりました。

菅沼教育長 図書館協議会のどなたかをあり方検討会に入れるという話があり、事務局は図書館協議会の会長さんをとったようですが、会長が検討会に入ると、検討会の方では、会長が入っているんだからと、たぶんそうなっちゃうんですよ。ですから、私の方で会長がいけないというのではなくて、会長はこちらを取りまとめて、検討会では自由な意見が言えるような方を入れていただいて、山田委員が言われたように橋渡しをしていただく。検討会から教育委員会に報告にはなっていますが、図書館協議会というのは法律で設置されている会議体なので、当然そこも重要になってきます。ですから、検討会の会議の数の方が多いから、図書館協議会が年2回だと、協議会委員が知らないところでどんどん進んでいくというのも心苦しいので、その辺考えていただきたいと思います。

川瀬図書館長 開催回数については検討したいと思います。

菅沼教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第7号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号 湯河原町社会教育委員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第8号 湯河原町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育課スポーツ振興係長 議案第8号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第8号 湯河原町社会教育委員の委嘱について 説明)

- ・校長会推薦の委員が任期中に退職したことに伴う

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第8号を挙手

により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号 湯河原町学童保育所運営委員会委員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第9号 湯河原町学童保育所運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

西山社会教育課スポーツ振興係長 議案第9号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第9号 湯河原町学童保育所運営委員会委員の委嘱について説明)

・校長会推薦の委員の任期中の転任に伴う

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

貴田委員 参考資料の委嘱者名簿についてですが、7番の鈴木英子さんがPTA代表となっています。いまは保護者と先生の会の代表ではないんですが、それでも委員としてやられるんですか。

西山社会教育課スポーツ振興係長 鈴木様につきましては、今後、PTAの方で後任の方を探すことになるかと思えます。それから、資料の訂正をさせてください。参考資料の5番の津田先生の欄ですが、住所が「湯河原町吉浜（東台小）」となっておりますが、吉浜小ですので、訂正をお願いします。申し訳ございません。

菅沼教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第9号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(3) 協議事項

協議第1号 令和5年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業実施要項(案)について

菅沼教育長 次に、(3) 協議事項に入らせていただきます。協議第1号 令和5年度三原

市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業実施要項(案)についてを案件といたします。
事務局から協議理由の説明をお願いします。

村松社会教育課長 協議第1号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第1号 令和5年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進
事業実施要項(案)について 説明)

・令和5年8月12日(土)・13日(日)、30人

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑は
ございますか。

貴田委員 昨年度、三原市の受け入れについて協力してくださった5年生については、今回、
優先的に参加することができるのでしょうか。

村松社会教育課長 そのように考えております。

菅沼教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第1号を挙手
により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第2号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について

菅沼教育長 次に、協議第2号 湯河原町教育委員会後援等承認申請についてを案件と
いたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

西山社会教育課スポーツ振興係長 協議第2号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第2号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について 説明)

・One Dream Cup 2nd

全国のサーファーとの交流・技術の向上を目的としたサーフィン大会

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑は
ございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第2号を挙手
により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第3号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について

菅沼教育長 次に、協議第3号 湯河原町教育委員会後援等承認申請についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

西山社会教育課スポーツ振興係長 協議第3号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第3号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について 説明)

・SEISHIN CUP 2023

全国のサーファーとの交流・技術の向上を目的としたサーフィン大会

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第3号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

報告

(1) 教育委員会事務局職員の人事について

菅沼教育長 次に、報告に入らせていただきます。(1) 教育委員会事務局職員の人事について、事務局から報告をお願いします。

富士川参事 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、教育委員会事務局職員の人事について 報告)

・令和5年4月1日付人事異動

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(2) 2023湯河原温泉オレンジマラソン大会の結果について

菅沼教育長 次に、(2) 2023湯河原温泉オレンジマラソン大会の結果について、事務局から報告をお願いします。

村松社会教育課長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、2023湯河原温泉オレンジマラソン大会の結果について 報告)

・今回は1,000人規模の募集、申込み者数1,054人、参加者数798人

菅沼教育長 報告が終わりました。何かご意見等はありませんか。

村松社会教育課長 4年ぶりに開催させていただき、事務局もいろいろ変わっており、わからない点もあり、ボランティアの皆様にはご迷惑をおかけしてしまったところがございます。交通規制の関係につきましては、4年前と異なり、温泉街に大型の施設ができ、チェックアウトの時間との兼ね合いから、交通規制についての改善点が必要ではないかということがありました。警備員の増員などで改善が図れるか、検討していかねばいけないのではないかとのご意見も出ております。それから、決められたタイムでのボーダーがあるというルールがありますが、タイムの切り方や切ったあとの走っている方の対応の仕方、最後尾者通過後の車の通行についてのスムーズな切り替えについて等ご意見をいただいております。来年は3,000人規模で開催したいと考えておりますので、それに向けて対策を練っていきたくと考えております。

菅沼教育長 5月に実行委員会があります。スポーツ団体の方、スポーツ推進員の方、旅館業の方、交通業の方などが入っております。その場でもご意見が出ると思います。チェックアウトの時間と選手のスタートとの兼ね合いが以前からありました。スタート時間をずらすことは可能なのか、いろいろ議論していかねばいけないと思います。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(3) 自然科学教室「ツバメと野鳥の観察会」について

菅沼教育長 次に、(3) 自然科学教室「ツバメと野鳥の観察会」について、事務局から報告をお願いします。

村松社会教育課長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、自然科学教室「ツバメと野鳥の観察会」について 報告)

・令和5年5月21日(日)、20人・

・この時期来町されるポートステイブンス市訪問団8人とホストファミリーの計20人が観察会に同行の予定、今回は講師を2人で対応

菅沼教育長 報告が終わりました。ポートステイブンス市の方は、たまたま同行されるのではなく、野鳥に興味のある方たちなんですね。

山田委員 何日間滞在されるんですか。

村松社会教育課長　そこまでは把握しておりません。

山田委員　今後の交流に向けてでしょうか。

菅沼教育長　教育委員会でのポーツターブンス市の交流という形で来られたわけではないんです。国際交流協会とずっとつながりを持っていた中で、大人の方が日本に来られるということです。こちらの学生の交流の関係とは直接関連がある方たちではないんですが、私もウエルカムパーティーに来てくださいと言われていまして、お話ししたいと思っております。他に質疑はございますか。

委員　質問、意見等なし

(4) 学校用図書の寄贈について

菅沼教育長　次に、(4) 学校用図書の寄贈について、事務局から報告をお願いします。

芹澤主事補　資料4をお願いします。

(資料に基づいて、学校用図書の寄贈について　報告)

- ・写真集「素晴らしい地球」4部

菅沼教育長　報告が終わりました。2カ月ぐらい前に、この方の後援承認をした写真展が三の丸ホールで開催されます。そのチラシを児童・生徒さんに配布いたしました。小田原市での開催なので、学校の要望があれば、その写真集を持って巡回してもいいですよということだそうです。

その他

菅沼教育長　次に、その他に入ります。委員の皆さん、何かございますか。

委員　質問、意見等なし

菅沼教育長　事務局から、その他で何かございますか。

事務局　なし

菅沼教育長　ないようでしたら、以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の開催日程ですが、5月29日(月)午後1時30分からとなっております。6月定例会については、調整はどのようになっていますか。

芹澤主事補　6月定例会につきましては、6月27日(火)午後1時30分を予定しております。

菅沼教育長　それでは、これもちまして、定例会を終了いたします。

